

令和2年（2020年）5月20日

保護者の皆様

八王子市教育委員会

令和2年度 当面（5月25日から5月31日まで）の本市の教育活動における基本的な方針について

平素より、本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、保護者の皆様には、「令和2年度 当面（5月18日から5月31日まで）の本市の教育活動における基本的な方針について」（令和2年5月13日 八王子市教育委員会）にて、臨時休業期間の延長についてお知らせし、現在、個別・分散登校等にご協力いただいているところです。

さて、令和2年5月14日（木）、全国で続いてきた緊急事態宣言が39県で解除されました。

また、令和2年5月15日（金）には、東京都でも、外出自粛や休業要請の解除や緩和に向けたロードマップの概要が公表されました。

都内の感染状況は新規感染者数が1桁を記録するなど、減少傾向にあります。解除や緩和は6月以降に判断する方針とのことです。

本市では、令和2年5月25日（月）から29日（金）までの教育活動の内容は、今回の東京都の判断を参考とすることとしておりましたが、今月末までは解除や緩和の方向が示されない見込みであることから、以下のとおり基本的にこれまでの対応を延長いたします。

- 1 臨時休業期間を令和2年5月31日（日）まで延長する。
- 2 令和2年5月25日（月）から29日（金）までを個別・分散登校期間として、週に**2回**、健康観察及び課題等の配布、回収を行う。ただし、小学校及び義務教育学校第6学年、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年は学校での少人数指導を複数回実施する。授業日とはしない。
- 3 少人数指導を行う際は、学級を分割し20名以下にすることで「3密」をできるだけ避けるとともに、換気、消毒など、感染予防対策を最大限行う。

東京都が6月以降に解除や緩和をする方針を示した場合、本市では、現在小学校及び義務教育学校第6学年（以下、小6と表記）、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（以下、中3と表記）で行っている短時間の少人数指導を授業日として全学年に拡大し、段階的に学校を再開する計画にしております。

そのため、令和2年5月25日（月）から29日（金）の期間は、学校再開に向けた準備期間との位置付けで考えており、小6、中3は現在の対応を継続しますが、他の学年は、個別・分散登校を週1回から週2回に増やします。

特に、小学校及び義務教育学校第1学年（以下、小1と表記）の児童に対しては、初めて学校生活が始まるということもあり、例年であれば、年度初めに入門期の指導を丁寧に行うところですが、6月から学校が再開されると、学校規模によって、「3密」を避けるために、小1の児童でも学級を分割した少人数指導を時間差をつけて行う可能性があり、十分な入門期の指導が行いにくいことが考えられます。

そこで、令和2年5月25日（月）から29日（金）の個別・分散登校の期間中には、小1の児童が「一人で登下校をしたり、学童保育所に行ったりする」ことができるようになるよう、保護者の皆様にもお力添えいただきますようお願いいたします。

また、これまでと同様、個別・分散登校、少人数指導、プリントやオンライン動画等による家庭学習を組み合わせ学習を進めてまいりますので、学校からの連絡をご確認くださいようお願いいたします。

気を緩めるわけにはいきませんが、長く続いてきた臨時休業措置も、一人ひとりの市民の皆様の頑張りで、解除に向け少しずつ光明が見えてきたように感じます。

保護者の皆様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

◎本通知の内容は、令和2年5月20日（水）現在のものであり、今後の状況等により変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

八王子市教育委員会学校教育部指導課

（電 話） 0 4 2 - 6 2 0 - 7 4 1 2